

公益社団法人 日本医学協会 定款

(平成 25 年 4 月 1 日)

# 公益社団法人日本医学協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本医学協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、住たる事務所を東京都清瀬市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、人々の健康及び生活の質の向上を期して、医道の昂揚、医学・医術の研鑽並びに医療、保健及び社会福祉制度の改善の為の諸活動を行い、もって医療、保健及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療従事者に対する医の倫理、医学、保健、看護及び栄養等に関する教育
- (2) 医療、保健及び社会福祉制度に関する調査及び研究
- (3) 一般市民に対する医療、保健及び社会福祉制度に関する講演会、シンポジウム及び講習会の開催
- (4) 雑誌及び会報の発行
- (5) その他公益目的を達成するに必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

## 第3章 社員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的を達成するために協力する医療に従事する者及びこの法人の事業に賛同して入会したその他の個人又は団体

- ① A会員 医師及び歯医科医師
- ② B会員 医師及び歯医科医師以外の医療に従事する者
- ③ C会員 その他の個人又は団体

- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人の事業に特に功労があり、かつ総会において推薦された個人又は団体

- 2 前項に規定する正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）上の社員とする。

#### （会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定まる入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 この法人の会員になろうとするものは、理事会が承認し、会長が会員名簿に登載したときに、会員の資格を取得する。

#### （経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、社員総会において別に定める額（入会金と会費）を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 特別会員は、入会金及び会費の免除を受けるものとする。

#### （任意退社）

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

#### （戒告又は除名）

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員に対し戒告又は除名をすることができる。  
この場合、その社員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 第7条の会費を3年以上滞納したとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し又はこの法人が解散したとき

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金は返還しない。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金・会費・賛助会費の額
- (2) 社員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、臨時社員総会を必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を

請求することができる。

- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審査事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

- 第 18 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 社員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更
    - (4) 解散
    - (5) その他法令で定められた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

- 第 19 条 社員総会に出席できない社員は、他の会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員は代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。
- 2 前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した会員の中から選出された議事録署名者2名以上が署名押印する。

第5章 役員

(役員 の 役 置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち2名以内を副会長とすることができる。
- 3 前項に規定する会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員 の 選 任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 理事、監事は相互に兼ねることができない。

(理事 の 職 務 及 び 権 限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職 務 及 び 権 限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、財産及び会計の状況及び業務の執行について不正の事実を発見したときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、法令上認められたその他の権限を行使することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定款に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 会長は、引き続き3期を越えてその任に就くことができない。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第28条 この法人に、名誉会長並びに5名以内の顧問及び5名以内の参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人に功労のある者又は学識経験者の中から、理事会の

承認を経て、会長が委嘱する。

- 4 参与は、学識経験者の中から、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 5 名誉会長、顧問及び参与は理事会等会議に出席し意見を述べることができる。但し、決議に加わることはできない。
- 6 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の業務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長にの選定及び解職
- (4) 社員総会に付議すべき事項の決定

(種類及び開催)

第31条 理事会は定時理事会と臨時理事会とする。

- 2 定理事会は毎年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 法人法の規定により監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は、理事会の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。



- 5 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経るとなく開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(財産の構成)

第 36 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 財産目録に記載された財産
- 2 入会金及び会費
- 3 寄附金品
- 4 財産から生じる収入
- 5 事業に伴う収入
- 6 その他の収入

(財産の管理)

第 37 条 この法人財産は、会長が管理する。当該財産を処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日の始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収入予算)

- 第 39 条 この法人の事業計画書、収入予算書、資金調達及び施設投資の見込みを記載した書類については、毎年事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 会計監査報告
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第 41 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取消等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第46条 この法人の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報による。

## 第10章 委員会

### (委員会)

第47条 会長は、事業の達成のため必要と認めるときは、理事会の議決を経て委員会を設置し、委員として、社員又は社員以外の者に委嘱することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第11章 事務局

(事務局)

- 第48条 この法人の事務を処理するために事務局を設け、必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事 信田重光 島本悦次 飯塚美和子 印南文子 音海紀一郎  
岡田坦子 川田智恵子 富本靖 内藤晴義 川内章裕  
滑川聰子 簇野脩一 益田啓作  
監事 北村勇次 谷荘吉 中平一夫
- 3 この法人の最初の会長は信田重光、副会長は島本悦次及び簇野脩一とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。